

契 約 書（案）

- 1 委託業務名
愛知県被災者支援センター運営業務
- 2 業務内容
別紙1「愛知県被災者支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとする。
- 3 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金 契約金額の100分の10以上（愛知県財務規則第129条の2）
ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は免除

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間
において、上記業務（以下「委託業務」という。）の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

(委託業務の実施)

第1条 愛知県被災者支援センターは、東日本大震災に伴い愛知県内で避難生活を送る被災者に各種の支援を講ずることにより地域とのつながりを構築し、もって被災者の避難生活の安定を実現すること及び被災者の自立と生活再建を促進することを目的として開設・運営するものであり、乙は、この目的を理解して委託業務の実施に努めなければならない。

2 乙は、委託業務について、別紙1の「愛知県被災者支援センター運營業務委託仕様書」に基づき実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第3条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、委託業務を第三者に委託することができない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により委託業務の一部を第三者に委託した場合、これに伴う第三者の行為及びその結果について、甲に対し責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護及び情報セキュリティの確保)

第7条 委託業務の実施に際し、個人情報の取扱いについては、別紙2の「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。また、情報セキュリティについては、別紙3の「情報セキュリティに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

(損害賠償の責任)

第8条 乙は、委託業務の実施に際し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得てこの契約の内容を変更することができるものとする。

(1) 委託業務の実施の途中において、契約内容の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等によりこの契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

(報告等)

第10条 甲は、この契約の履行の状況について、乙に対し随時に報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、甲が必要があると認める場合には、乙に対しこの契約の適正な履行を求めることができる。

(実施結果の報告及び検査)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その結果を記載した報告書に、委託料の執行状況を明らかにした書類を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の報告書の提出があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

3 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

(履行遅延の場合における違約金)

第 12 条 乙が、委託業務の履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、**年 2.5 パーセントの割合**で算出した額とする。

3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（甲が支払うべき額の確定）

第 13 条 甲は、第 11 条第 2 項の検査の結果、その内容がこの契約に適合すると認めるときは委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。ただし、委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額又は契約金額のいずれか低い額とする。

（代金の支払）

第 14 条 乙は、前条の通知があったときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に前条により確定した額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて**年 2.5 パーセントの割合**で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（概算払）

第 15 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、甲は乙の請求により必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費の一部を乙に支払うことができるものとする。ただし、その額は契約金額の 10 分の 9 を超えることができない。

2 乙は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書及び資金計画を記載した書面を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の概算払請求書の積算根拠となる書類等を精査したうえで、概算払の金額を決定する。

4 乙は、第 1 項の規定により概算払を受けたときは、前条の通知に基づき、確定通知受理後 10 日以内に概算払精算書を甲に提出するものとする。

ただし、概算払を受けた金額と確定後の金額とが同一であるとき又は概算払を受けた金額が確定後の金額を下回るときは、この限りでない。

5 乙は、概算払を受けた場合においては、委託業務完了後遅滞なく、甲の指示により精算するものとし、残額又は発生した収入があるときは甲に返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第 16 条 乙は、委託業務に係る収入及び支出を明らかにした専用の帳簿を作成するとともに、収入及び支出についての証拠書類を整理しておかななければならない。

2 乙は、前項の帳簿及び証拠書類について、委託期間が終了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既に履行済みの委託業務があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第 19 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の

額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契

約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第 22 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 23 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議
解決を図るものとする。

(協議)

第 24 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別
に決定する。

愛知県被災者支援センター運営業務委託仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「愛知県被災者支援センター運営業務」とする。

2 委託業務の方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い県内で避難生活を余儀なくされている被災者(以下「受入被災者」という。)は、発災後 15 年を経過した今日においても 292 世帯 743 人(県受入被災者登録制度のうち被災三県(岩手県、宮城県及び福島県)からの受入被災者 令和 7 年 1 月 31 日現在)となっており、避難生活の長期化に伴い、住宅や生活、福祉など受入被災者が抱える課題は多岐にわたる。この状況を踏まえ、以下の方針に留意して、避難元や受入先市町村と連携を図り、業務を実施すること。

- (1) 受入被災者の生活再建の状況は様々であるため、受入被災者の状況やニーズに応じた支援を行う。
- (2) 受入被災者が抱える課題は特に福祉分野が中心となっていることから、要支援者については、市町村の通常の住民サービスや地域が主体となる支援につなげる。
- (3) これまでの受入被災者への支援経過を十分に踏まえ、信頼関係を構築したうえで支援を行う。
- (4) 福島県以外からの避難者について、令和 8 年度中に市町村担当者へ支援業務に関する引継ぎを行い、要支援者の居住市町村における支援体制の構築を進める。

3 委託業務の内容

復興庁「被災者支援総合交付金」実施要綱に基づき、次に掲げる業務を行うこととする。

(1) 愛知県被災者支援センターの開設業務

ア 場所

業務を実施するのに必要な個別の執務室を確保すること。なお、以下の条件を全て満たすこと。

- ・ 受入被災者の個人情報扱うことから、施錠可能であること。
- ・ 受入被災者のプライバシーに配慮した対面相談が可能なスペースを確保すること。
- ・ 受入被災者や支援者が来訪するにあたり利便性のある立地であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の対策として、換気可能かつ職員同士及び職員と受入被災者等の来訪者との距離が十分にとれる広さであること。

イ 開設日

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に基づく祝日及び休日、並びに 12 月 29 日、1 月 2 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日を除く。)

ウ 開設時間

午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 受入被災者の避難生活の安定に資する相談対応や情報提供等の実施

ア 相談対応

- (ア) 愛知県被災者支援センターに相談対応専門の職員を週 2 日 1 人以上配置し、受入被災者からの相談に対応する。
- (イ) 受入被災者からの相談や支援者との調整のため必要な愛知県被災者支援センター専用の電話、FAX 回線及びメールアドレスを確保する。なお、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大により対面相談が困難な状況である場合は、メールや電話等の手段を積極的に活用し、受入被災者からの相談対応に支障ないように配慮すること。
- (ウ) 受入被災者からの相談内容に応じて、市町村、市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等の相談先を紹介し、具体的な支援につなげる。
- (エ) (ウ) にあたり必要な調整を各種支援先と行う。

イ 定期便の送付(福島県からの避難者のみ)

被災県や支援団体等からの支援情報と併せて、受入被災者の生活再建につながる支援策や避難元の情報等を掲載した情報誌を年4回以上発行し、受け取りを希望する受入被災者に郵送する。

ウ ホームページの開設

ホームページの開設により、受入被災者、市町村、支援者等が必要とする情報を提供する。

エ 専門家による交流相談会の開催（福島県からの避難者のみ）

受入被災者が自らの課題や悩みを気軽に相談できる機会を提供するため、弁護士や司法書士、医師や看護師、臨床心理士、保健師等の専門家と連携した、愛知県被災者支援センター主催の交流相談会を年1回以上開催する。なお、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大状況に配慮した開催方法や開催時期とすること。

オ 専門家による会議の開催

専門家や支援者からなる支援チームにより、月2回程度の会議を開催したうえで、受入被災者が抱える諸問題の課題解決や課題提起、提案を行う。

(3) 受入被災者の自立と生活再建に向けた個別支援の実施

ア 受入先市町村等との情報共有等

受入被災者が地域で必要に応じて支援を受けられるように、市町村関係課及び市町村社会福祉協議会、地域の支援組織等と受入被災者や各種支援に関する情報を共有し、今後の支援の必要性や支援体制等について確認する。

イ 要支援者への個別支援の実施

(ア) 新型インフルエンザ等感染症の感染拡大により孤立リスクが一層高まることが懸念される世帯（地域とのつながりが稀薄な世帯や独居の高齢者等）や、避難生活の長期化に伴って家計への経済的な圧迫やストレスの蓄積が特に懸念される母子避難世帯などの要支援者に対して支援計画を作成するとともに、市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と協議の上、地域で必要に応じて支援を受けられるように状況変化に応じて計画を見直す。

(イ) (ア) の支援計画に基づき、必要に応じて市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と連携して個別訪問等を実施する。

(ウ) 関係者で個別支援の方針を協議し具体的な支援につなげる。また、要支援者と支援者、支援者同士の繋がりを構築する。

(エ) 現在具体的な支援の必要のない受入被災者であっても、今後支援が必要となった場合の相談先が確保されるよう、市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と連携して見守り体制を構築し、必要に応じて支援するほか、受入被災者に各種相談先を周知する。また、支援体制の構築が必要ではないものの、課題を抱える被災者についても、状況把握及び必要に応じた支援を実施する。

(4) 受入被災者の支援業務に関する市町村引継ぎの実施

受入被災者が居住する市町村の担当者に、要支援者の情報共有、支援ノウハウ等の伝達を行う。

(5) その他上記業務に関連する業務

ア 受入被災者の孤立防止や地域でのつながりを深めるために地域住民、企業、地域の支援団体等が実施する受入被災者向けの交流イベントの開催等の支援に係る依頼に対応する。ただし、受入被災者の自立の観点から、食料品その他の単なる物資配付やイベント、観光施設等の無料招待券の配付依頼は除く。また、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大状況により対面での交流が困難となる状況においては、web等も活用し、受入被災者相互や受入被災者と支援者とのつながりの機会を提供する取組みを行う。

イ 福島県が愛知県に設置する生活再建支援拠点に関する事業を実施する。

ウ 必要に応じて支援に必要な知識、技術の習得及び関係機関との情報交換に努める。

エ 県が開催する市町村担当者会議に出席し、事業説明等を行う。

オ 愛知県受入被災者支援要領に記載される事業に協力する。

カ 県の指示に基づき復興庁及び被災県等が実施する調査に協力すること。

4 運営会議

業務方針の協議や業務実施状況の確認のため、原則毎月第2木曜日に運営会議を開催する。ただし、協議内容が軽微な事項に限られる場合は、当該協議内容にかかる意思決定や情報共有の手段を書面やメーリングリスト等に代えることができる。

5 定期報告

- (1) 毎月の業務実施状況について、翌月の運営会議において報告する。
- (2) 四半期ごとの収支状況について、四半期終了後15日以内に任意の書面により報告する。

6 完了報告

事業の完了報告は、活動内容を取りまとめた報告書（任意様式）によるものとし、印刷物2部及び電子メールにて提出する。

納入場所は、愛知県防災安全局防災部災害対策課内の愛知県被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチームとする。

7 その他

- (1) 委託期間の全期間にわたり、業務を適切に実施するため必要な専任の職員を配置すること。また、愛知県被災者支援センターには、電話等による相談や問い合わせに対応できるように常時職員を2名程度配置すること。
- (2) 業務日誌等により活動内容を記録し、県から指示があったときは報告すること。
- (3) 効果的な支援の実施のために社会福祉協議会や地域の支援組織、専門家等と受入被災者の個人情報共有する場合は、受入被災者の同意が得られた範囲内で行うこと。
- (4) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を他に漏らさないようにすること。また、委託期間終了後においても同様とすること。
- (5) 不在時に執務室やロッカーの施錠を徹底する等、個人情報の記された書類や電子記録等の管理について、盗難、漏洩防止の必要な措置を講ずること。特に受入被災者登録名簿、相談記録等の資料については執務室外へ持ち出しをしないことを原則とし、支援に必要な範囲で特定の職員のみが取り扱う、電子記録は暗号化するなど厳重に管理すること。
- (6) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出すること。本業務の遂行に伴い必要となる備品については、リース等により対応することを原則とすること。また、受入被災者が行事に参加するための旅費支給等、個人給付と認められるものは委託料の対象としない。
- (7) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合には、委託期間中、委託期間終了後にかかわらず協力すること。
- (8) 本業務の遂行全般にあたって、適切に新型インフルエンザ等感染症の感染症防止対策をとること。
- (9) この仕様書の定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上決定する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注)1 甲は県の機関、乙は受託者をいう。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。